

## 平成17年度第5回鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会会議録

- 1 日 時 平成17年12月15日（木）午後1時から午後3時
- 2 場 所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室
- 3 出席者  
【委員】泉川委員 津久井委員 島岡委員 小林委員 加藤委員 三輪委員  
岡村委員 鈴木委員 今村委員 畑委員 穠山委員 菊地委員  
（欠席：桑原委員 井上委員 石坂委員）  
【事務局】介護保険課：阿久津課長 斉藤介護保険係長 国松認定審査係長  
松丸介護保険係主査 鈴木介護保険係主査  
高齢者支援課：大原課長 生原課長補佐 川名生活支援係主査  
健康管理課：岩佐課長 木暮課長補佐
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 題
  - (1) 第3期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
    - ①計画書素案について
    - ②地域密着型サービスについて
  - (2) その他

## 6 会議内容

### (1) 第3期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

#### ①計画書素案について

(事務局) 資料1説明

(委員) 低所得者への配慮として、「介護保険制度の円滑な実施には、低所得者に配慮した対策を講じる必要があります」、また、苦情処理体制の充実として、「市民にとって身近な窓口として、介護サービス利用者等からの相談に迅速に対応できるよう相談・苦情処理体制の充実に努めます」となっていますが具体的にどう展開するのかをお聞きします。

(事務局) 現在、介護保険料は市独自の減免制度を設けています。具体的には世帯の収入月額が生活保護基準月額相当の1.3倍以下で、世帯全員の現金及び預貯金額が120万円以下などを要件に、第2段階の人の保険料を第1段階に軽減する制度でございます。税制改正等の影響を踏まえこの減免制度も見直しを検討していきたいと考えています。また、利用料は社会福祉法人による利用者負担軽減制度がございます。この制度はケアマネジャーからサービスを利用できないとの声もありますので、時間をかけ独自の減免制度の見直しを検討してまいりたいと考えております。

苦情処理・相談体制につきましては、身近な窓口として平成18年4月1日から地域包括支援センターが設置され、その中に専門職が配置されます。皆様方の総合的な相談窓口として社会福祉士を配置し、保健師、主任ケアマネジャーとともに1人ひとりの相談に対応できるものと思っております。

(委員) 相談に応じてもそれを処理する権限はあるのですか。

(事務局) 介護保険課で処理しますが、納得されない場合は、千葉県介護保険審査会に不服申立てができることになっています。

(委員) 保険者事務の外部委託については具体的には、どのようなことを考えているのですか、また委託先の目星はついているのでしょうか。

(事務局) 今回の制度改正におきまして、介護認定調査の新規申請につきましては原則市で調査するように見直しが行われました。今までは新規申請の調査でも介護保険施設や指定居宅介護支援事業者に委託することができていたのですが、来年4月からは原則市で行うことになったため市の事務負担が増えることとなります。その事務負担を軽減するために市町村事務受託法人というものができまして、市で調査できない場合は、例外的に委託することができるというものでございます。しかしながら、まだ具体的なものは示されていませんので、これからに

なります。

- (委員) 地域支援事業の種類ごとの見込量についてですが、介護予防が必要な方の現在の数字をどの程度把握しているのかお聞きします。
- (事務局) 民生委員のご協力をいただきまして、介護保険の申請をしていない人を含めて要介護実態調査を行っておりますが、17年4月1日現在、寝たきり高齢者142人、一人暮らし高齢者1,172人、認知症高齢者49人という数字を把握しております。高齢者人口に対して要介護者になる割合は現在13.2%で、県平均の13.3%とほぼ同程度ですが、今回の計画では14%台を考えております。この割合が自然体の発生割合ですので、これに対してこれからの地域支援事業で介護予防を実施することによって自然体の発生数を極力抑えていくということになりますが、実際には推計してみなければ分からないのが現状です。

## ②地域密着型サービスについて

- (事務局) 資料2を説明
- (委員) 第3期計画期間における地域密着型サービスのサービス量の見込みは、どのように推計したのですか。
- (事務局) 既存のサービスにつきましては、実績から推計したものでございます。新しいサービスである小規模多機能型居宅介護につきましては、1事業所の登録者数は25名程度、1日当たりの「通い」の利用者数は15名程度、「泊まり」の利用者数は5～9名程度が国で想定しておりますので、本市では1事業所の利用者人数を20名と推計しまして3箇所整備したいと思っております。主にこのサービスを利用される人は、一人暮らしの高齢者・認知症高齢者でございます。夜間対応型訪問介護につきましては、実際にモデル事業を実施した市・区の実績を参考にして15名程度を想定しています。その他のサービスにつきましては、現状分析をした上で国のワークシートに基づいて推計しています。
- (委員) 鎌ヶ谷市の認定者数2,224名のうち5分の1は施設入所者で、待機の方が何人かいるとのことですが、その人達の施設はどうなるのですか。
- (事務局) 特別養護老人ホームの待機者数につきましては現在約300人で年々増加する傾向にあります。対策といたしまして、50人規模の特別養護老人ホームを北部地区に建設を進めているところです。さらに29人以下の小規模の特別養護老人ホームを、特別養護老人ホームの

ない地区に整備して、将来的には各圏域に1箇所になる形を想定しています。29人以下の特別養護老人ホームが2箇所です。58人、現在進めています特別養護老人ホームの50人と合わせると108人を第3期計画の中で見込んでいます。

(委員) その規模の施設ですと市で認可できるのですか。

(事務局) 小規模の特別養護老人ホームについては市の指定権限になりますので、市が指定します。

(委員) 小規模の境はどこですか。

(事務局) 29人以下です。

(委員) 50人は県の指定ですか。

(事務局) 県の指定です。

(委員) 認知症高齢者への支援として、「認知症サポーターを養成し見守りを支援していきます」とありますが、鎌ヶ谷市における具体的な対応をお聞きします。

(事務局) 認知症サポーターですが、100万人の認知症サポーターを誕生させ、地域の見守りの中で認知症の皆さんが生活できるようにしていこうということ、国が17年に掲げました。今後10年間で認知症サポーターの養成をしていこうということが打ち出されていますが、サポートするには、まず認知症について知らなければサポートできない。認知症というものはどういうものなのか。どういう対応をすれば地域の中で安全にその人なりに暮らしていけるのかを十分に学習して見守りをしていこうということです。鎌ヶ谷市では、来年度から予算を取って認知症サポーターを養成し、認知症の皆さんが地域の中で暮らしていけるよう、組織作りをしてまいりたいと思っています。

(委員) 何才位のお年寄りの方が今、行方不明ですといった緊急の放送を聞きます。サポーターの養成も大事だと思うのですが、そういう方がもしも徘徊されたりしている時に、声をかけようとか、サポーターは市民の全員がなるわけでないので、自治会なり、地域ぐるみなりでもっと幅広く、その方々を見守ることが必要だと思うのですが、この中には位置づけられているのかどうかお聞きします。

(事務局) 来年から予算の計上を予定しておりまして、地域を巻き込んだ認知症の方をサポートしていく委員会を立ち上げてやっていきたいと思っています。

(委員) エリアをさらに細かくするのか、お聞きします。

(事務局) 具体的な構成がまだきちんとできた訳ではありませんが、形は市全体の中で作っていきまして、それが十分に出来た時に細分化していく

形にしたいと思っています。

(委員) 認知症に対する啓発の充実・認知症予防の支援について具体的な対応についてお聞きします。

(事務局) リーフレットとかパンフレット等の作成や購入、講演会の実施を来年行っていく予定です。将来的には、かかりつけ医との連携ははずせない部分だと思いますので、その辺をどのように行っていくのかが今後の協議すべきところだと思います。市民の方により良い情報の伝達や対応ができるよう考えていきたいと思いますが、まだ具体的なものではないのでこれから協議に入っていきたいと思っています。

(委員) 認知症高齢者への対策として予算化しているとのことですが、どれ位予算を組むのですか。

(事務局) まだ予算が承認されている状況ではありませんのでなんとも言えません。計画は立てましたというところです。

(委員) 地域包括支援センターのあらましの姿と場所、スタッフは決まっているのですか。

(事務局) 地域包括支援センターにつきましては、運営協議会を設置させていただきまして、その中でそれらのことを議論していただき、結果はサービス推進協議会に報告したいと思っています。12月2日に第1回の運営協議会を開催させていただきましたが、その中で公募という形が決まりまして、現在、地域包括支援センターを選考しているところでございます。この後に皆様の意見を聞きながらどこにするか市で決定していくという状況でございますので、今のところどこと言うことはできませんが、とりあえず4月1日に委託で1箇所の地域包括支援センターを始めるというところまでは決定しております。

## (2) その他

### ①地域包括支援センター運営協議会の設置について報告

(事務局) 説明：質疑なし

追加質疑

(委員) 第3期の保険料については、お金は足りないのですか、余っているのですか。

(事務局) 第2期の計画におきましては、財政調整基金が約1億円余るような形で今のところ進んでおります。

(委員) 今後は国からの補助はあるのですか、もう無いのですか。

(事務局) 公費負担の50%は変わりませんが、三位一体の改革による介護給付費負担金の負担率の見直しが行われ、国が25%から20%に、県

が12.5%から17.5%となるような内容が最近通知されて来た  
ところです。

最後に次回の会議開催1月19日（木）午後3時からです承。

以上、会議の経過を記載し相違のないことを証するため次に署名する。

平成 年 月 日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_